特 集≪弁理士制度について≫

(事務局長インタビュー)

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 事務局長(元特許庁長官) 荒井 寿光氏に聞く

「知財立国」の中の弁理士

出席者

開催日:2005年8月31日(水)



荒井寿光氏

Plofie -

— Hisamitsu Arai

内閣官房・知的財産戦略推進事務局長

昭和 41 年 3 月 東京大学法学部卒業

昭和48年6月 米国ハーバード大学大学院修了

昭和41年4月 通商産業省 入省

平成8年7月 特許庁長官

平成 10 年 6 月 通商産業審議官

平成 15 年 3 月 内閣官房·知的財産戦略推進事務局長 現職

役職

総合科学技術会議知的財産専門調査会委員,司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会委員,世界知的財産機関(WIPO)政策委員,埼玉大学客員教授 日本弁理士会外部意見聴取会委員

正林 本日はお忙しいところ, どうもありがとうご ざいます。今から荒井事務局長へのインタビューを始めたいと思います。まず事務局長, 簡単にあいさつをお願いいたします。

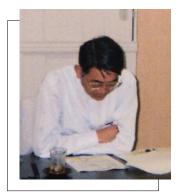
荒井 ようこそ、皆さん、お越しいただきましてありがとうございます。事務局長の荒井です。当事務局は弁理士会の横におりますので、どうぞ"となり組"ということでよろしくお願いします。

正林 では最初に、「知財立国」についてですが、 これについては何回も講演されており、「またか」と 思われるでしょうけれども、簡単にご紹介のほうを宜 しくお願いいたします。

荒井 知財立国というのは、知的財産をベースに日本をよくしていこうということですが、一番のポイントは、日本人が持っている発明に関する、あるいは創作に関する能力を発揮しようということです。日本が資源のない狭い国だというのは、みなさん子供のころから聞かされて、そういう国が、どうしてここまで世界でトップクラスになったんだろうというときに、日

本にはすばらしい人材がいますということなんです。 19世紀の明治維新のときから 20世紀にかけて、あるいはそれより前からずっと日本の歴史は 2,000 年あるわけですが、その中で日本人がいろんな活躍をしてきたというときに、21世紀にも日本人の能力をもっと発揮してもらいたい。それは個人にとってもいいことです。ただいい発明をしてくださいというだけじゃなく、発明しやすい環境とか、発明した人が報われるとか、発明した人が社会から評価されるとか、そういうシステムによって随分良くなってゆくという考え方です。知財立国というのは、日本人の発明や、映画とかアニメのそういう創作に関する能力を発揮する、そういうことを目指しているということです。

そうすれば、僕らも学校に行って習いましたが、4 大発明があったとか、外国のいろんな発明とか作品で 自分たちの生活が豊かになったり、例えば、ビートル ズの音楽を聞いて青春を過ごしてきたのと同様に、日 本人のいい発明、いい創作で、世界の人に喜んでもら える。評価してもらうことによって、日本が世界の文



化や文明の発展に貢献できるのではないか。そういうことが日本にとっても歴史的に世界から見て名誉ある地位を占めることができるんだということで、国家戦略に値することです。

自分の国でいい発明が

出なくて、あの国はみんな物まねばかりしている国で、外国で出た発明を器用に何かちょっと改良して、また安く売ってるんですというと、そういう国はあまり尊敬されないですよね。だから、そういう国じゃなくて、日本から生まれた素晴らしい発明や創作で、それがい工業製品になり、あるいはすばらしい作品になり、それで世界の人が、日本で考え出されたものに対して、感謝したり、評価したりする。例えばウォークマン(商品名)はそういうふうに言われています。昔は、部屋に座っていなければ音楽を聞けなかったものが、ウォークマンが出て、ジョギングしながら音楽を聞けるようになったとか、そういうことで世界中の人の文化スタイルが非常に変わったんです。

日本人が発明したインスタントラーメンをスペース シャトルで宇宙まで持っていきましたが、インスタントラーメンの発明によって世界中の人が簡単にラーメンを食べられるようになった。寒いときでも温かいラーメンが食べられるということで、世界中で大変、普及しています。このように、世界の人の食生活も変えていってます。逆に言うと、外国で出てきたパソコンで僕らも生活が便利になっているわけだし、お互いに、日本も貢献する、外国のも使わせてもらうということで、世界の文化や文明の発展に貢献していこうというのが知財立国の考え方です。

そうすれば、景気もよくなり、会社が強くなるというのも、副次効果としては出てきます。そして、雇用も増えて会社も利益が増えて、みんなウイン・ウインゲームになっていくと思います。そういうことが、知財立国の考え方です。

よく勘違いされるのは、特許で独占してひとり占め するのはけしからんということです。別に日本人がひ とり占めするためにやっているわけではないのです。 特許というのは科学技術に対するフロンティアを広げ ることだから、実は無限なんです。排他的と言うから、何か土地争いみたいなことをやっているようにとられますが、有限のものの分捕り合戦でも何でもなくて、フロンティアを広げる競争で、無限のものに対してチャレンジすることだから、全然排他的ではないんです。どんどん前に進めていくことができるのです。

人間の知恵というのは無限だから、ゼロックスとキャノンの有名な事例にもあるように、向こうはあれだけのコピーマシンの特許を超えられないと思っていた。しかし、きちんとキヤノンが頑張って超えていったわけです。

それからもう一つは、特許は20年しか存続期間がないことです。人間は立派だから、他人がいい発明をしたら、自分はもっといいものを発明しようという気になる。みんな努力すれば必ず超えています。

ということで、決して排他的独占権という単語に惑わされずに、冒険野郎の集まりというふうに、知財の人々のマインド、スピリットを変えるべきです。だから、知財立国というのは、決して日本がいい特許を取って世界で独占しようということではなくて、世界に貢献する、そういう競争に日本としてもきちんと役割を果たしていこうということです。

一部の人からは、特許で独占するのを国家が進めていてけしからんと言われます。そのような意見に対しては、独占するから、その間に銀行から金を借りられる、工場をつくる、マーケティングができるので、20年しかないのだから急いでください、20年というのはすぐですよということを言っています。日本でも明治以来、300万件の特許が取れている。アメリカでも、200年の間で600万件です。この日本の300万件とアメリカの600万件で、独占による弊害が生じてどうしようもないものがあったかというと、ないんです。やっぱり人間はすばらしいもので、必ず、キルビー特許よりもいいものを作ろうとか、IBMが昔コンピューターでものすごく強かったけど、あれよりもいいものにしようと、みんなチャレンジして超えていくものなんです。

正林 そうですね。独占されたら、自分がもっと良いものをつくろうと思います。もともと、経済の法則で、資源が無い国というのは、イタリアとかフランスみたく、ぜいたく品をつくって生き残るというのがありますけども、付加価値というのはそれに近いものと考えてよろしいんですか。

荒井 そうですね。ぜいたくというか、付加価値が高い。ですから、知的な部分の競争ということで、材料では競争できない、日本には鉄鉱石のような原料炭がないので、鉄鋼であれば高付加価値の鉄鋼とか、そういうものの競争になってくるということです。

正林 どんどん我々は付加価値のある創作をして



いって,文化に貢献する ということを考えていけ ばいいと,そう考えれば よいのでしょうか。

荒井 そうです。

正林 ところで,今そ ういった"知財立国"と いうものを進めていくに 当たって,一番障害に

なっているものは一体何だと考えておられますか。

荒井 日本の特許制度というのは、高橋是清さんが 初代特許庁長官となり、1885年に導入しました。彼の自伝を読むと、アメリカとイギリス、フランス、ドイツを回って歩いて、アメリカが一番進んでいて、アメリカの仕組みはいいと言って導入したわけです。一方、ベースになっていた当時の日本の法律は、フランスから入れたり、ドイツから入れていました。アメリカが19世紀の終わりは、科学技術においてもイギリスを抜いて世界のトップになって、特許制度も非常に機能しているということを見て、日本でもいい発明を出していくようにしようということだったんですが、法律の体系がドイツなどをベースにつくっているので、そのコンフリクトがずっと続いているのが一番の障害だと思います。

企業の人、大学の先生が特許を取るということは、世界で一番いい発明をするということですから、世界で一番いい発明はどこが多いというと、アメリカが多いんです。これは科学技術水準はアメリカが高いからと言えるでしょう。したがって、アメリカとの競争に勝たない限り、世界との競争に勝てないんです。アメリカのような仕組みでも日本人が勝たない限り、アメリカとの競争に勝てない。それにもかかわらず、国内の仕組みはドイツ的なんです。このような、法的なもののねじれがあるわけです。一方、マーケットサイズもアメリカは大きいから、世界のマーケットを握るには、アメリカで勝たないと世界を握れない。それに加

えて、科学技術で特許を取るには世界で最初でなければならない、ということは、基本的にはアメリカとの戦いに勝たないといけないというにもかかわらず、日本の仕組みが国内戦向きになっていて、国際試合にふさわしくないというのが、一番ネックだと思います。

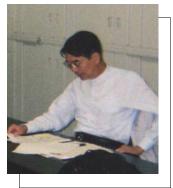
これは決して日本の仕組みを, 先願主義から先発明に変えるなどと言っているわけではありません。日本で, 良い発明をする, それを実用化するということにより, 知的財産の価値を認めるマインドがもう一つ高まらないのは, そこにあるのではないかと思います。

正林 要するに、国内体制がちょっとよくない、ということですね。

荒井 それからもう一つは、まだ技術導入にこだ わっているということです。19世紀から20世紀,日 本が殖産興業、富国強兵のときには、外国から技術導 入するということでやってきて, それは基本特許を外 国から買ってきて、周辺特許を国内で開発するという ことでここまで来ました。したがって,大量出願して, それが特許庁へ行って大量滞貨、取得したときにはも う要らないから大量休眠特許と, こういう流れになっ ている。一方、21世紀になったら、日本が基本特許、 基本発明をして、そうするとおのずから基本的なもの だから数は絞られてくる。したがって、滞貨もなく、 早く特許になるかならないかわかって、特許になった ら実用化したらいいし、特許にならなかったら、もっ といい発明をしたらいいというサイクルになってくれ ば、有効活用もできる。ここの頭の切りかえができて いないのが問題です。みんな外国から基本特許を買っ てくればいいということに慣れてしまっている。だけ ど、もう外国から基本特許は買えなくなって、外国頼 みでやっている限りは二流国家, 三流国家になってし まいます。

昔は技術導入してきたときに、多分、知財の人が、

ライセンス交渉, すなわ ち買ってくるほうの交渉 をやっていたのではない でしょうか。国内で基本 特許の周りを周辺特許で 固めてバーゲニングに回 そうという発想は, 明治 以来の殖産興業, それか ら戦後の欧米のキャッチ



アップのときにはこれでうまくいっていましたが、この時代は終わったということです。したがって、このような特許文明・文化が変えられるかどうかで、今後の日本がうまくいくかどうかが決まると思います。

正林 これについてはいかがですか、皆さん。今、 事務局長のほうでは、とにかく質のほうで行くべきで、 量をやることになれてはいけないということを言って おられますが、その一方では「質は量である」(良質 のものは量の中から出てくる)というような考え方も ありますよね。何かあったら、遠慮なく発言をお願い します。

荒井 今,日本には6,000人の弁理士がいて40万件の特許出願がある。そのうち3分の2が審査請求で、半分合格して、最初の40万件に対して13万件、すなわち全体の3分の1が合格しているというのが、大まかな形です。それに対して、アメリカのほうは20万件ぐらいの出願で、日本より特許の登録数が多い。日本人というのは、先生方もみんな薄利多売で、知的な活動を安売りしているのではないかと思ってしまいます。

その意味は、知的財産の創造、保護、活用と言って いるときに、今までは先生方は出願代理人なんです。 出願のときだけはやりました。だから、数をこなさな いといけない。だけど、国家にとって必要なのは、も ちろんそこも大事だけれど、いい発明をしてもらえる ことなんです。もう少ししっかり検索しておけば、既 に人が出しているようなものは出願しなくて済むとい うのが,特許庁の分析だと,出願件数の半分ぐらいあ るというんです。出願時点には、もう半分ぐらいはほ かの人が特許を出しているんです。あるいは、拒絶理 由に用いられる従来技術は平均で出願日より8年前の 技術でもあったという分析結果もあります。ですので, 出願業務だけではなく、そういうことを先生方が言っ てあげれば、会社にとっても大変喜ばれるのではない でしょうか。出願のときには、「こんなものは出して もだめでしょう」と言っても、「いやいや、お客さん の希望ですから」「言われたから出しているんで す」と言って出すというのではなくて、これは無駄だ から出願しない方がいいとか、こういうのがいいとか、 そういうことをアドバイスする。これは企業側にして みれば多額の経費節減になるわけです。もちろんその ときには、マーケットも念頭において、これならいい とか、実用化、ベンチャーの手助けをする銀行に対して評価のアドバイスをするとか、今の弁理士会の言葉で言うと、一貫的関与みたいなのを本気でやっていただければ、今の人数でも足りないんじゃないかと思います。

毎日の仕事は今のルールに従ってきちんと処理しつつ、弁理士のあり方とか、あるいは日本の知財のあり方というのを、ぜひそういう観点で議論していただきたいというのが希望です。

正林 委員長,どうですか。そうは言っても,現実には「お客様は神様」です。クライアント企業から言われることに対して反対意見をするということについては,何かご意見があると思うんですが。

野上 先ほどの量から 質というのは、企業の バックグラウンドといい ますか、企業の知財のレ ベルというのがもう少し 上がっていくことになれ ば、企業内での提案とい うのがどんどん出てくる と思うんです。これは



やっぱり従来どおりの量でいいんだと思うんです。その量の中から、いかに特許にしていくものを厳選するかという、そこの部分が今は一番大事なんじゃないかなというような感じがします。

荒井 そうだと思います。だからそれは、例えば製薬とか、そもそも件数が少ないような分野の場合と、機械とか電気の分野では違います。いろいろ整理してみたときに、全体として日本で機械とか電子、特に電子、エレクトロニクスは出願件数が多いですが、日本の知財というのはどういうことが起きているのかというのを、ちょっと離れてみんなで見てみたらいいと思います。

40万件出願して、今まで一番典型的なケースは、7年間ずっとほっておく。審査請求期間が7年だから、会社の中で7年も待っているわけです。40万件出したら、そこで3分の1が自動的にやめていって、残りの3分の2の、二十五、六万件について、2年ぐらい今度は特許庁で待っていて、そこからやりとりが始まって1年ぐらいかかって合格・不合格が決まるというふうに、平均すると、出願から9年かかっているん

です。この状況をどう考えるか。

また、別の例で言えば、毎年1,000件以上取っている会社、一番多いときは2万件ぐらい出している会社の話ですが、どうしているかというと、特許は最終的にクロスライセンスで終えるわけです。クロスライセンスで終えるというときには、もちろん契約書の上のほうには、これの特許とか書いて、下のほうにはその他一式になるわけでしょう。こういうクロスライセンスというのは、先生方が一生懸命苦労してやったものが、一つ一つとしては評価されていないわけです。あるいは、出願中のものも含み、これに関する特許という、特許の特定もしていないのがクロスライセンスの実態です。

21世紀になったときに、皆さま方のように、これから弁理士会の中核になる人は、一歩離れて見たときに、私たちは何をやっているんだろうと。科学技術の進歩に役に立っているのだろうか。ビジネス、社会、経済の発展に役に立っているのだろうか。役に立っていないとすると、今はもうかっていていいけれど、全体としては変えていこうじゃないかというようなことを検討してもらいたいということです。

正林 そうですね。そういうのは今でも、製薬会社 さんなんかでは、きちんと見ていますよね。実際、この出願は「歩」で、これは「香車」で、これは「飛車」だ、とかいうのがありますよね。

製薬会社知財部員 製薬はやっぱり化合物ができない限りはだめです。化合物の重みが強いです。結果的に物質特許1つで守れます。

正林 だから、物質特許が絡む化学の分野は厳しいですよね。新規性の判断にしても何にしても、明細書の書き方にしても一番厳しい。

けれども、あくまで私の経験によるものですが、「技術に対する目きき」という観点からすればこの事情は一変することとなり、製薬とかバイオのほうは意外に簡単に判断できる気がします。すなわち、この分野では、ちょうど技術的価値が経済的価値とが比例するように思います。そしてそれが、技術の経済価値を判断しやすくしているように見えます。

ところがこの一方で、こと電気とか機械の分野になると、「何でこんな簡単なものが」というやつのほうが、 経済的価値があったりする。これは、特許制度の下では結局、真似し易くて、かつ真似できるものしか価値 がないわけですから、考えてみれば当たり前のことのような気もしますが、それでもやはり、機械とか電気の分野では、やっぱり"目きき"というのがすごく難しい。そしてこれが、技術の売買、すなわち技術移転の円滑を妨げる壁となっていると思っています。

荒井 まさに弁理士の先生方への私たちの期待は、 技術に強いということです。これからもどんどん技術 は進歩していくから、先端技術に強くなっていってく ださいというのと、2つ目は、ビジネス感覚をもって いただきたい。これが特許になったら、その先は商品 化されるだろうか、その先は売れるだろうか、すなわ ちいろんなマーケットのニーズに合っているだろうか とか、そういうセンスを持った人も出てきてほしいと 思います。もちろん、全員である必要はないので、6,000 人のうち, あの人はものすごく技術に強いとか, あの 人は営業センス、ビジネスセンスがあるとか色々あっ ていいと思います。それから、もう一つ持ってほしい と思うのは国際センスです。今までは先生方は主たる 土俵は国内で、もちろん外国出願もおやりになったり しているわけで、40万件処理しているんだから、忙 しくてしようがないということですが、すべての会社 は国際化時代、国際マーケットを考えてやるように なってきて、大体、国内だけに売る物というのは減っ てきています。

そうやって海外で売るようになると、外国でこれが 保護されるかとか、特許であったり商標であったり、 そういうのが大事になってきます。

基本的に企業の方が海外で販売したり、海外生産と か輸出するようになってくると、実は科学技術には国 境なしというのと同じように、特許というのは本来、 国境のないものだというふうに頭を切りかえるべきだ と思うんです。そのためには、弁理士の先生方が、ぜ ひ外国の仕組みとか、どういうのがいい取り方かとか、 そういうのを含めた国際性を増していただきたいとい



う希望です。これがない限りは、みんなアメリカのパテントアトーニーとかを使わざるを得なくなります。

ところで、国際性でもう一つ日本人が勘違いしているのは、特許というのは国家が独占権を付与する、だから国ごとに違うんだと思っていることです。研究開発、科学技術というのは世界で最初のものしか特許になりません。著作権というのも世界著作権になっています。何で著作権は世界的に共通著作権で、特許だけが国ごとかというのは、本当は理由はないのです。日本は日本式のやり方でやりますというのでは、売り上げの半分が海外という会社が増えてきたから、「ああ、そうですか」というだけで、企業の方は海外でいかに特許を取るかとか、国際的にどうやって知財戦略を進めるかというふうに変わってきてます。

正林 それはつまり、そういった虚構はいずればれる。属地主義というのは結局、別に法律というものがそうなっているわけじゃなくて、法律家の都合でつくったものであって、いずれは虚構であることがばれてしまって、そんなものはなくなってしまう、ということですね。

荒井 科学技術は属地で、日本の発明は外国と違う 発明なんですということはないでしょう。この薬は日 本国内だけ効きます、海外に行ったら効かないんです、 属地ですから、ということはあり得ません。

何でこんなことを言っているかというと、「企業が 国家を選ぶ」という言葉があります。国家はもう競争 しています。それは会社の人は政府には直接言わない だけで、いい仕組みを持った国に行って研究所をつく る、いい仕組みを持ったところへ行って特許を取る。 そういう観点で企業は国家を選ぶようになっているわ けです。そのときに日本の仕組みが企業の皆さんから 見て、大学の先生から見ていい仕組みでない限りは、 大学の先生は外国に行ってしまうわけだし、企業は外 国へシフトしていきます。そういうことで、国家の独



占権の付与と言っても,企業や研究者は「そうですか」と言って, みんないなくなってしまいます。"国家も競争だ"ということを早く気づいたほうがいいと思います。

正林 知財立国を実現するためには、我々が空気のように"当然"と思っている「属地主義」ですら、それ一つをとっても、ビジネス向きになっていない、ということですね。でもこれは、法体系だけではなく、システムとしても、機関にしても、特許庁にしても弁理士会にしても、実は色々なところがそうなっていない、ということではないでしょうか。

荒井 ある大学のコンピューターの先生が、「いや あ, 去年出したやつがまだ特許にもなっていない」と 言っていました。「去年出したのがまだ? 当たり前 ですよ。普通は9年待ってもらうんですよ」と言った ら,「えっ」という反応です。それが社会の常識なん です。だから、特許の関係者だけが、昔だと審査請求 7年プラス2年で9年かかると思っているときに、こ の分野で初めて特許を出した人は、特許を取るのに9 年かかるとか聞くと驚く。中小企業を回って歩いたっ て,「特許を出願したけど,まだ返事も来ない」と言 われ、「いや、審査請求制度があるんです」と言うと、 みんなびっくりするわけです。「出願して、また書類 を出すんですか」と言う。世間の人は、大学の受験に 願書を出して, もう一遍ほんとうに受けたいと言っ て書類を出すまでは受験させないなんていうことは, びっくりするのも当然です。それに加えて、それから また2年かかると言うと、「その間、何をやっている んですか」,「いや,待ってるんです」と。これでは, 病院よりも評判が悪い。今、病院の待ち時間は短く なったでしょう。

だから,世間の常識,コモンセンスとずれているのが,実は特許の仕組みだと思います。

正林 そうですね。それは我々の業務でも、そう言えますよね。だから、実際、製薬会社知財部員さんのほうなんかでもどうでしょうか。鑑定書を特許事務所に頼むと、1ヵ月と言われると、ああ、そんなもんかとやっぱり思っちゃいますよね。普通は1ヵ月と言われたら、そんなに待つのとか思うじゃないですか。我々の世界だったら、何となくそれが普通になっちゃっていますよね。だから、単に「早い」とかいうだけで、やっぱり受けは良いですよね。だから、言われてその日に

"即日解答"というのは本当に受けが良いです。

製薬会社知財部員 1日でやってくれるということ は絶対ないですね。早くて1週間。普通は1ヵ月はか かります。

荒井 だから、世の中が日進月歩だか日進日歩になったり、技術の進歩、技術が早くなってきているときに、特許の関係者だけが昔ながらの時間感覚でやっていると、世の中と合わなくなってくるというのが、私の見解です。

正林 そうですね。私も最初にこの業界に入ったと きはそう感じましたけど、それはやっぱり慣れました。 まずいことに。

荒井 慣れますね。だけど,毎回,慣れちゃいかん ぞと思っていないと。

正林 そうですね、それは言えます。

荒井 それは社会とずれていくと思うんです。

正林 その点は確かにその通りでしょうね。他の先 生なんかはいかがですか。今の点。

事務所勤務弁理士 僕もこの仕事を始めて7年ぐらいで、最初に不思議に思ったのは、僕は電気・電子なんですけれども、こんなに何にも考えないで出すものなのかなということです。まず最初に入って驚くのは、これが発明なのかというのはだれでも驚くと思うんですけど、その次に驚いたのは、これだけ何にも考えずに出していくのかということでした。確かに実際、電気・電子の人が皆さん言われるのは、"これは当たり前だろうというのを取るのが強い"という考え方はかなりコンセンサスがあると思うんです。それに、それが特許になってしまうと、それを簡単に無効にはできないし、それは確かに否定はできないんですよね。

そうすると、特許制度自体が間違いなのかとも思ってきます。僕はアメリカの業務もやっているんですけれども、アメリカの審査官の質というのはどうなんだろうというのが個人的な意見でして、マイノリティーも取らなくちゃいけないとか、色々噂では聞いているんですけれども、そういった意味で、確かにアメリカのは広く取れるんです。かなり広く取れますし、我々もうれしいんですよね。でも、やっぱり日本の企業も結局は、日本のライバル企業を睨みながらアメリカ特許というものを取っていると思うので、とりあえず、"これをアメリカに出すのかな"というようなものでも、どんどん出しちゃうという感じなのです。ですか

ら、やっぱりなかなかそこを我々、特に僕は経営者ではないので、入り込んでいくというのはちょっと、打ち合わせではもちろんそういうことを言っていけばいいんでしょうけど、電気・電子業界の常識というのはかなり根深く、全体がそう変わるのは相当に難しいんじゃないかなというのが僕の意見なんですけど。

正林 それについては、警察官なんかの内部から、たまに告発本とかが出たりとか、今の罰金はどうせ 警察 OB のところに行っちゃうんだからおかしいとか言っている人がいるじゃないですか。でも、弁理士とかで、なかなかそういう人はいないですよね。

事務所勤務弁理士 僕が言いたいのは、電気・電子業界と薬業界というのは、やっぱりちょっと特許の質が違うと思うんです。やっぱり、薬を当てたら、もうそれで大ホームラン。機械ではまずないと思うんです。それが実は迷信なのかもしれないんですけど、僕がこの業界をやっていて、みんな電気・電子業界の知財の人は、そういう共通の、話し合ったわけではないんでしょうけど、そういう共通の認識を皆さんが持っていらっしゃるんじゃないかなと思います。特に知財の方は。

荒井 そうですね。みんなそう言います。

事務所勤務弁理士 それが、そう言われると、特許 が取れてしまうことは確かなんですね。当たり前だと 思われるような。

荒井 だから、今のお話みたいのを、ちょっとどこかで検証してみて――検証という意味は、日本の電気・電子業界の強化のために、あるいはいろんな製品をつくるために、ほんとうに役に立っているのか。そうではなくて、研究所で一生懸命研究しろとかいうときの労務管理に使っているだけなのか、実際の実用化とは関係ないのかとか、そういうことです。国全体としては何をやってるんだろうということを、検証することは絶対必要だと思うんです。

業界のならわし、慣行みたいに言われているものも、ほんとうは一遍見直ししてみないと、隣近所の国に負けていくんじゃないかと。日本が世界一強ければいいですが、競争力においてもどんどん追いつかれているのであれば、今までの仕組みが合理的でないのではないか。

正林 それは言えますね。

吉延 吉延です。現在では、せっかく特許になって

も権利行使をしていったときに、裁判所で当然無効に されてしまうことがあります。この当然無効がどれく らいの割合で認められているのかはわかりませんが、 権利者としてみれば当然無効が認められたら多分、立 ち直れないぐらいのショックがあると思います。当然 無効を主張するための反証資料調査は、私も経験した ことがありますが、お金に糸目をつけず必死で調査し ます。外国特許文献をはじめとして外国雑誌まで調査 した経験があります。さて,この反証資料調査ですが, 警告状がきたり、訴えられてから調査を行うという場 合が少なくないと思います。いわゆる後出しの探し方 になっていることが少なくないと思うわけです。そう して、後出しの探し方でも反証資料が見つかれば当然 無効だと主張する。昔は出願公告制度を特許付与前に 設けて,特許庁の調査能力には限界があるから公衆の 人に特許にしてよろしいですか?と聞いていた。それ が、現在では無効審判と一本化され、最後には、後出 しの探し方によって見つけてきた反証資料で当然無効 を主張される。一方、権利者側としては、限定的減縮 しかかけられない。この限定的減縮も補正が厳しく なった今では、はっきり書いていないとなかなか限定 要素として使えない。このような現在のシステムは権 利者がかわいそうだと思います。特許庁の審査をパス して権利を使いに行き,技術的範囲に入っていても, 結局, 攻めきれない。

そうなってくると、我々弁理士としてどうすればよいか……やはり、数出すしかないかな……ということになるのです。1発目で当然無効にされたら2発目、3発目でいこう……権利を多くしてどこかでひっかけてやろうということになってきます。ですから、私は、このシステムだと基本特許1件ではとても厳しいと思います。また、クロスの玉に埋もれるというお話もありましたが、私はそれはそれでいいと思うのです。なぜかというと、権利行使すると必ずといっていいほど当然無効を主張され、無効になってしまえばそれまでなので、むしろそれだったら、クロスの玉をいっぱい持っておいて、相手が持っている本当に欲しい特許とクロスできればよいのではないかと思うのです。出願の数ということで勝負しなければならないところもあると私は思います。

さらに踏み込んで言えば、法律で104条の3として 規定もされましたし、今のシステムでは権利者にとっ てちょっときついかなと思うわけです。権利者として は打つ手があまり……。

正林 ないでしょう。

吉延 ないですよね。

正林 だから結局,あの法制がおかしいのは,無効だけ主張できて,訂正ができないことですよね。だから,はっきり言って,無効だけ主張はできるんだけど,訂正で対抗しなきゃいけないときにできない。結局,現法下では,裁判中には無効主張に対抗する訂正が認められていないことに加え,訂正の手続や訂正審判の機会も,無効主張手続に比して極めて制限されている。要は訴える側の特許権者にとって不利な制度となってしまっており,プロパテント政策には反しているのです。大体,数を出さなければいけない理由の一つには,訂正審判で権利範囲を膨らませたりシフトさせたりすることができないから,数でカバーするというのもあると思います。

吉延 そう、シフトが……、特許後の分割とかができればまだよいのかもしれませんが……。知財立国を掲げているけれども、特許をとって権利行使したら最後に当然無効にされてしまうと、出願人側としては何のために特許をだしているのかがわからなくなってしまいます。最後にこけて、しかも年金まで払っていて、特許庁は OK を出してくれたのに……。でも、特許庁における調査の精度をさらに高めることを望んでも、限界があることはわかっているのですが……。

正林 でも、それはさっき事務局長が言っておられたように、要するにドイツの法をベースとしているから、特許は権利化後のものは、アメリカみたく再審査請求で広くしたりするということができなくなってしまっているんですよね。

吉延 でも、特許を活用しろというのに、いざ権利 行使をしてみると、最後、特許庁さんが悪いわけでは ないですけれども、最後は調査不十分で公知技術があ ると……。

そこが僕は今すごく問題で、お客さんには何て言っていいか……結局、出しておいたほうがいいですよ。と言っちゃうんです。1件に頼っていくと怖いですよ。その1件が当然無効にされたら身もふたもないですよ、と。

正林 当然無効のほうは、ちょっとシステムが不十 分なような気はしますけれども。やっぱり無効にだけ できて、訂正もできずにそれで終わってしまうというのはおかしな話だとちょっと思いますけれども、その点は皆さんどうですか。104条の3、製薬会社知財部員さんなんかはどうですか、クライアントの側としては、

製薬会社知財部員 どっちの立場かなと、今、自分 も考えながら聞いていたんですけど。

薬の場合、特に化合物の場合は、今はデータベースがかなりしっかりしています。ずばりの化合物がどこかに残っていたというのは、殆ど薬の世界ではなくなってきたと思います。ただ上位概念的に、何か書いてあったというような可能性はまだ残ります。私は今まで最高で約1万件の特許を調査したことがあります。だから、僕はどちらかというと、見つけられたら、それは仕方ないな、薬の場合はそういうものだと思いました。

正林 そうはいっても、やっぱり "特許がすべて" ということじゃあないというのは確かでしょうね。出 願人のほうの落胆もすごいんでしょうけど。だって、御木本幸吉なんかは、真珠の養殖法の発明家としてよく載っているじゃないですか。でもあの特許は結局、無効になったんですよね。

しかも、変形した真珠しかできなかったんですよね。 本当に真球のものをつくったのは、御木本幸吉の息子なんです。だからやっぱり、御木本幸吉は何が偉いかというと、当時の明治天皇に、「世界中の女の首に真珠を巻いてみせます」と言ってそれを確かに実現したのが偉いのであって、特許自体は無効になっちゃった。特許は無効になったけど、商売がうまくて、今その名前が残っているというんです。だから、それを考えると、特許の意味というのは何だろうと思うこともあるんですけど、でも息子はちゃんと真球のものを発明したのです。御木本幸吉の特許は無効になったんですけれども、この無効な特許発明は、次なる発展への礎になったことだけは確かです。

ただ、特許庁のほうで審査に漏れがあったことが原因で当然無効とされてしまう場合、発明の内容が特許になって固まってしまったところで、「当然無効」ということで一網打尽にされてしまうというのでは、発明者も出願人にも酷であるような気がします。そしてもし審査の質が落ちるようなことがあれば、現行法下ではこのような悲劇が大量生産されることになってし

まいます。

しかも、こんなことを言うと怒られるかもしれないですけど、荒井事務局長というのはどんな人かと聞くと、「あの人は変な人で、特許庁長官のくせして特許のことを知りたがる。普通、特許庁長官というのは、特許のことを全く知らない状態で来て、知らないまま行くのが普通なのに、あの人はなぜか興味を持っている」。でも、普通、特許庁長官というのは、世間一般の人は一番特許のことを知っていると思っているのが普通なのに、むしろ特許のことを知っている特許庁長官のほうが変だと思われるということ自体、おかしいじゃないですか。特許庁は一体どういう庁なんだろうと言われたこともあります。

それに、"質"ということについて言えば、やっぱ り質の低下というのは、まずは調査漏れから始まると 思っています。

荒井 それは民間会社でも、サービス部門のクオリティーコントロール、みんなやっていると思います。だから、それを特許庁にも導入したらいいのではないか。調査漏れが出るようだとすると、本人が悪いのか、仕組みが悪いのか、あるいはそれをサポートするコンピューターの精度が悪いのか。世の中にはサービス会社、サービス産業というのはいっぱいあるんだから、そういうところはみんなクオリティーコントロールをしています。ちょうど製品についても、それは科学的に何とかすれば、欠陥品が工場の外に出ないようにするには、製品によっては1品毎プロセスに入れるか、要所要所で入れるかとか、いろんなクオリティーコントロールの仕組みがあるでしょう。クオリティーコントロールを特許庁に入れていったら、進歩すると思います。

正林 そうでしょうね。

荒井 これはそういうことをやっているプロがおられるから、そういう手法をぜひ導入してほしい。

正林 それは事務所にも言えます。やっぱり事務所 のほうでも、本当にクオリティーコントロールがなっ ていないとかというのは出ます。それは担当者によって質が違うとか、片方は誤字が多く、片方は誤字がないとか、ちょっとしたところで出てきます。

荒井 それはまさに弁理士事務所もクオリティーコントロールの問題はあると思うし、特許庁もクオリティーコントロールは高いほうが、皆さんにとってもいいでしょう。

正林 ええ。

荒井 一生懸命出願しても、どうせ特許庁に行くと、どうなるかわかりません、運がよければ通りますとか、運が悪ければ通りませんというのでは困るので、これは特許庁のこういう仕組みでこうなるという予測可能性が増したほうがいいでしょう。それは特許庁のクオリティーを上げていかないといけないから、質の論争は賛成なんだけど、客観的、科学的にやらないといけない。主観的に「ほんとうに、最近は問題だ」と言っているだけでは改善しません。質を上げるのは大賛成です。ただし、それは決してスピードとのトレードオフではないのです。

正林 じゃあ, 5 分休憩して, また。

(休憩)

荒井 各方面からの弁理士に対する要望をお伝えいたしますと、1つは地域との関係で弁理士の先生にアクセスしにくいという声が、非常に強い。

知的財産による産業の創出が地域を活性化させるというときに、確かに知財が今までは大企業中心でやってきたものが、地方自治体、大学、中小・ベンチャー企業、こういうところに広がってきたというので、こういう方からは、どこの弁理士にお願いしたらいいかわからないとか、我が地域にはいないとかいう声はよく聞きます。それから業種の広がりが、今までは製造業が中心だったわけですが、最近は地域ブランドとか、様々な形で農林水産業だとか建設業とか、様々な業界の人に広がってきている。それからもう一つは、さっきお話ししましたが、権利の取得だけじゃなくて、ライセンス契約だとか知財戦略の立案だとか、弁理士の役割もいろいろ幅広く広がってきているので、ぜひお願いしたいと思います。

地方自治体も今,14の都道府県で知財戦略をつくって,策定予定13県ですが,策定する際,策定委員会の中に弁理士が入っているところと入っていないところがあるんです。都道府県から見て,えっ,弁理士というのがいるのというところもあります。皆さんからすると,弁理士を知らない人は潜りかもしれないけれど,しかし都道府県のほうから見ると,弁理士とのコンタクトがない,あるいはこういう戦略をつくるときに弁理士に委員に入ってもらうのが当然と思っていない人がいる。こういう実態もあります。

地方自治体も昔は工業・工場誘致が地域振興の一番 大事な点だったんですが, 最近は工場誘致をしても, 景気がよくないということになってくると,各地域が, シリコンバレーみたいなイメージで、 ミニシリコンバ レーをつくりたいと言っている。今、国立大学の法人 化で、各地域の大学が皆さんそれぞれアイデンティ ティー, 我が大学はどういう存在理由かということを 議論しています。その中で、世界のトップレベルの研 究をするということ, それから人材を育成するという のと並んで, 地域に貢献するということを挙げておら れます。この辺が昔の国立大学だった時代とは変わっ てきていまして、やっぱり地域に貢献しようというの が,大学側の意識改革です。それから,中小企業も, ただ安くつくっているだけだと中国にかなわないとい うことで, 何とか知財戦略をやっていきたい。それか ら地域ブランド, 農産物についても, 地方自治体にお いて、従来は特許の問題は工業部とか商工部でやって いたものが、だんだんと知事部局でやるところが増え ている。観光と組み合わせるとか、地域ブランドとか、 農林水産部と一緒にやるとか、そんなふうに変わって きています。

また、弁理士に依頼するには敷居が高いという声もよく聞きます。弁理士はまず、どこにいるかわからない。それから、我が県には何人しかいないとか、そうやって絶対数においても少ない県がありますし、専門分野も人によって全然違いますから。こういう問題もあります。

それから、大学で今、知財本部とかTLOとか、いろいろ進んでおります。そういうことで、弁理士の方も全国で69名が、いろいろご活躍しているということですが、この辺ますますうまく活躍してもらったらいいと思ってます。

大学での知財の創出、権利化、技術移転、いろんな 段階で弁理士にお願いしたいということで、大学のほ うはまだこういう分野に慣れていないわけですから、 弁理士の方にもっとお願いしたいという声がありま す。ただし、どうやって何をお願いしていいかわから ない大学もいっぱいありますので、そのときに、そう いう人に優しくして、ユーザーフレンドリーで接して いただく、クライアントフレンドリーになっていただ きたいという希望も持っております。

中小企業の方からは, 中小企業はまず社内に知財の

担当者がいない、社長が自分で研究開発もやっているということですが、弁理士に頼もうとしても依頼先がわからない、専門分野がわからない、費用が高いというようなことを中小企業の人は思っています。会社の中にそんな知財の専門家を雇うわけにもいかないので、弁理士の方が、中小企業の知財部が弁理士事務所の中にあるというようなアウトソーシングみたいな形で位置づけられるようになっていくといいということですが、そうはいっても、先生方も無料奉仕というわけにはいかないわけですので、東京都も支援したりしていますが、中小企業の関係というのは、予算で資金的にはサポートする、知恵は弁理士が出すとか、うまい組み合わせになるといいと思っています。

地域ブランドについて,これは今,各都道府県で独 自の認証制度を展開しています。都道府県ごとにやっ ているわけですが,今までのいろんな地域ブランドで は,まがいものもいっぱいあるわけです。ほんとうに その県でつくったものかどうかわからない,その県で 最終加工品にしたにすぎないとか,販売会社がその県 内にあるとか,そういうのがあるので,消費者からし てみると,だまされたような気持ちになるケースもあ るわけです。

そういうのではやっぱりよくないというので、地域 ブランドのためには戦略が必要です。まずは、偽物対 策です。そういうときには、この前も正林先生がシン ポジウムをおやりになっていましたけど、あのような ものをもっと広く、農林水産業関係者にとっても、弁 理士にお願いすれば、きちんと商標も取れ、そして農 林水産の農家の方とかが消費者と直結できるとか信頼 できるとか、そういうのを先生方だとサポートできる というので、この分野は非常に期待が高まってきてお ります。

正林 ありがとうございました。これに関して何か 質問とかありませんか。小野寺先生,何か意見はあり ませんでしょうか。

小野寺 一般的な話になってしまうんですけども, 広がる自治体の戦略,2ページのところなんですけど も,これはかなり作成予定とか,各県で戦略方針とい うのができていると思うんですけども,具体的には, おそらく専門家が必ず入っているとは思うんですが, どのあたりの方が入っていらっしゃるんですか。弁理 士が入っていないところも結構あるというお話だった んですが。

荒井 これは東京都だと、実施に当たって、弁理士ときちんと契約して、きちんと相談に乗っています。だから、相談件数も多いし、いろいろやっていますが、ほかの県だと、計画をつくって、そこの県の大学教授だとか経済界の人とかが入ってつくっているというようなことも多くて、弁理士に相談してもらえればもっといいものをつくったのにというようなケースもあります。まだまだこういうのは、別に一遍つくったから変えないという話ではないから、どんどんバージョンアップしていったらいいと思うんです。それぞれホームページに載っていますから、ぜひ見てもらって、アドバイスして頂いたらいいのではないでしょうか。弁理士会というか、あるいは弁理士の皆さん方のプロフェッショナル集団全体としては、こういう動きをサポートしていただけるとありがたいなと思います。

小野寺 こういうのは普通, 弁理士会とかにお声が かからないのかなという, ちょっと状況がわからな かったので, 素朴な疑問だったんですけども。

荒井 県の人が突然,日本弁理士会には頼まないです。県の商工部か知事部局のどこかでやるときに,彼らから見て弁理士とコンタクトがあればやるし,そうでなければお願いしないです。

小野寺 そういう感じなんですね。

正林 知られていないんですね。だから、そういうことなんでしょうね。商工会議所の相談会に行っても、 弁理士は暇です。弁護士のほうはすごい列ができたり、 税理士も列ができるんですが、弁理士はすごく暇なんです。相談が何もないんです。あっても、料金の話をすると逃げていってしまう。

これについて佐藤先生、いかがでしょう。

佐藤 中小企業が感じる知財の壁というところで、よく言われるんですけど、11ページですね。弁理士の専門分野がわからないということなんですけども、これに答えようと努力はするんですが、正直、答えにくいなというところがあるんです。私の場合、専門はとりあえず機械ということにしているんですけども、中小企業の方がそれで満足するのかというと、多分しない。それじゃまだまだ専門分野がわからないという話になって、そうしたら具体的に何をアピールしたらいいのかなというのがずっとあります。例えば、過去の実績を示したとして、そういう分野ができますよと

言ったところで、極端に言うと、実際にやったやつというのも、従来技術に変わっていくので、それでいいのかなというのがあります。発明者から依頼を受けるのは、基本的に全く新しいものなので、それは話を丁寧にお伺いしないとわからないですよね。そういった中で、専門分野をアピールしてほしいと言われて、ちょっと困っているなという感じですけど、どうなんでしょう。

荒井 これは医者と同じだと思います。せめて内科 か外科か言ってほしいという段階があって、その次が 心臓外科だとか何とか内科とか、こうなってくるわけ です。だから、そこは順に追っていくというふうに思っています。 今までは広告規制などもあって、分野については言わない、アピールしないということで来ましたが。

正林 そうですね。

荒井 だから、ある弁理士の専門が機械と言っていて、依頼する側が、「そうか、私は薬屋さんだから違うな」ということになれば、何もわからないときよりもいいと思います。外科と書いといてもらえば、風邪をひいたときは内科のほうへ行こうかと思うわけです。そこから先で、今度は内科の中で、これはほんとうの風邪か、また違った病気かとかなってくるかもしれないので、だんだんそういうふうになっていくのかなと思っています。

正林 まずは、ほんと全知全能をやめて、少しぼん やりとしてもいいから、機械とか化学とか電気とかと いうぐらいに分けて、だんだんもっと進んできたら、もうちょっと細かいところにやっていくというふうな 感じですよね。まずはやっぱり広報活動。弁理士のことを全然知らないわけでしょう。我々の広報活動は、知っている人に対しては広報活動するけど、知らない人に対しては広報活動してこなかったんですよね。

製薬会社知財部員 日本弁理士会のホームページで、皆さんが探せるようにわざわざつくってあるのに、あれが全く生きていない。あそこを見れば、7,000人か6,000人か、一応、登録された方が全部見られて、専門分野も全部書いてあるわけです。専門分野も一応、分類分けして、その分類のどれが自分はできますとか書いてあるのに、あれが全然生きていないような気がすごくするんです。私はこれを中小企業の方たちのためにしゃべったことがあります。中小企業の方は多分

ほとんど知らないんです。あれを見れば大体,少なくとも,この方がどこどこのどの科目の出身で,今どんなことを専門にされているかがわかります。機械分野で5つか6つ分類がありました。化学だと,無機化学,有機化学,バイオなど,一般化学分野で4つか5つありました。

正林 そもそもホームページにアクセスしないということですよね。知らない人は、先ほど事務局長が言っておられたように、そもそも弁理士に依頼しようと思わない。まずは商工会議所に行ってみて、そこで弁理士というものを知らなかったら、それでアウトということになる。

製薬会社知財部員 そういう意味では、自分の県に 何人おるかだけでもすぐわかりますから。

正林 ええ。やっぱりまず、知的財産のことは弁理 士だというアピールが足りていないということですよ ね。

製薬会社知財部員 ちなみに、半分以上東京にいますからね。大阪が1,000で、愛知が600、700で、東京が3,300ぐらいだったかな。そのうち、東京も港区と千代田区で半分以上です。登録の住所だけでも、すごく偏っています。

正林 今まで、我々はやっぱり、"知っている人"だけを相手にし過ぎていましたよね。それで、そんなものだと思ってきて、自分たちの慣習をつくってきたわけですけど、知らない人に対してアピールするということをあまりしてこなかった。特許庁の近くにみんな居て、知っている人を相手にしていればいいというところ過ごしてきた感は、確かにありました。

事務所勤務弁理士 僕自身は、ちょうど平成10年にこの仕事を始めまして、今、7年目ですか。ちょうど多分10年ぐらいから、知財が何となく変わり始めたのかなと思いまして、7年たって、今こういう状態になっている。そうすると、僕の意識では、外がどんどん変わっていっちゃったかなという気がするんです。どちらかというと、弁理士会という存在自体も知らなかった。あまり、最初は弁理士になっていなかったですから。いつの間にかこういう弁理士の増員体制とか、外ですべてが決まっていってるなという気が、実は7年間ずっと見ていて思っているんです。だから、あまり弁理士自体の意見はどうだったのかなというのは、この五、六、七年は実はわからないんです。

それはやっぱり、例えば職務発明とかでも、新聞に 載るのはほとんどは企業の人の意見ですよね。実際に 僕らの立場の意見というのが、実はどこまで反映され ――多分反映されていると思うんですけれども、単な る事務所の中で働いている一弁理士としては、すべて 外側で自分たちの制度がどんどん変わっていっちゃう んだなという気が。自分たちの中で何か動いているの かどうかというのが、正直、見えなかったんです。そ の辺がだから今後、やっぱり僕ら自身がやっていかな くちゃいけないのかなと思っているんですけども、長 官が着任してから、今の感じ、弁理士の見方が変わっ たとか、そういうことはありますか。最初は何か変だ なと思っていたとか、それかもしくは、今はもっと変 な集団だなと思っているとか。

荒井 弁理士の人たちは大変なプロ集団だと思いま す。そこが僕の認識で、明治以来、ここまで特許大 国――いろいろさっきは件数のことを申し上げました が、やっぱり 100 年間で 300 万件の特許をつくり出し たというのは大変なことで、それをやった主役が弁理 士の先生方だから,大変なプロフェッショナル集団で す。全体として、非常に歴史的にも貢献が大きいと思 います。ただし、21世紀になったときに、相当これ からはルールというか,ゲームの仕組みが変わるか ら, その問題意識を変えていただく必要がある。知ら ないうちに世の中が変わったというのではなくて、ぜ ひ意識していって変えていってください。変革のほう もリーダーになっていただきたい。ただしそのときに, 狭い意味での既得権を守ろうとしていては、これは科 学技術やビジネスを相手にしているんだから, それで は絶対に成功しません。時代の流れを見て、いつもそ れにふさわしいようなものを提案していくということ が求められていると思います。

つまり、今の仕組みに合わせてやっていることと、 世の中全体の流れが合っているか、時々チェックしな いといけないのです。

正林 でも、こういった場を通してやっぱり変えていって、また、弁理士不在の中で弁理士法改正とかが

あったにしても、それは我々の仕事として、こういう 広報活動を地道に続けていかなきゃいけないんです。 そういった機能が今までなかったというのがあって、 やはりそれはこれから努力していくべきことじゃない かと思います。

荒井 今いろんな大学で、地元のために貢献するとか、各大学もみんな産学連携を進めようとしています。それからもう一つが、地域ブランドで農林水産業も品種改良したり特許を取る、種苗法で取る、商標で取るとか、それから観光と組むとか、そういうことを普通の都道府県は考えますから、まだ策定していないところは当然考えるのが自然だと思います。私どもはぜひ、すべての都道府県でつくってもらいたいと思っています。

正林 一つのチャンスですもんね。でもやっぱり、いろいろ今日事務局長から言われて、経営なんかもそうですけど、自己修復能力というのは大切ですよね。自分で悪いとわかって、世の中とどう合わないかとか、自分でいいと思っても、過去の栄光があるからどうしてもそれにしがみついたり、それで縛られたりすることがあるんでしょうけど。けれども、自己修復能力を意識して高めていくことが必要だということは、やはり今日よくわかりました、そして、そのためには、弁理士という立場を離れてちゃんとものを言わなきゃいけないこともあるようですね。そこのところでどうしても、「いや、そうはいっても自分たちは弁理士だから」と言って、弁理士の利益を優先させるという話になると、確かにすぐにばれるし、格好が悪いというところですよね。

事務局長,最後に何かありますか。

荒井 本当に今日はお越しいただきましてありがとうございます。私どもの活動にご関心を持っていただいて、お礼を申し上げます。これからもどうぞご支援、叱咤勉励をお願いします。皆さんが主役だから、頑張ってください。

正林 本当にありがとうございました。